



東日本大震災に係る税務対応

平成23年度税制改正で所得課税は大幅な増税になる予定でしたが、震災等の影響で税制改正の施行が延長されています。そのため、今回は特別に、震災等にかかる税務対策について、お話をいたします。

義援金に関する税務上の取扱い

この度の東日本大震災で被災された方々に、謹んでお見舞い申し上げます。今回は、今までに類を見ないような未曾有の震災が起き、流通や電気の供給が止まるなど、間接的にも被害を受けた会社様はたくさんいらっしゃるかと思います。そんな中ですが、少しでもお役に立つような情報を提供していきます。

まずは、義援金に関する税務上の取扱いです。

法人が義援金を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」(以下①～④)、「指定寄附金」(以下⑤)に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。



- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ ①から③以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの
- ⑤ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」(平23.3.15財務省告示第84号)として直接寄附した義援金等

※個人の場合は、上記①～⑤を「特定寄附金」と呼び、支出した義援金が「特定寄附金」に該当すると、以下の金額が所得金額から控除されます。

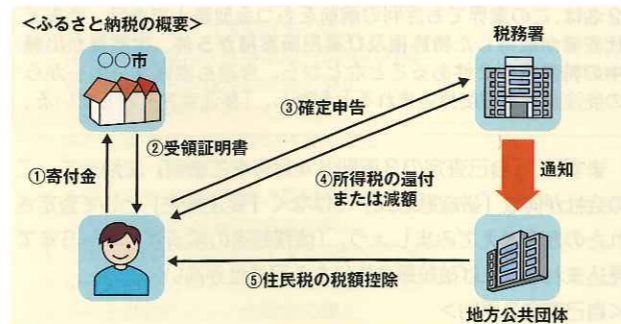
寄附金控除額=(その年中に支出した特定寄附金の合計額)-2,000円

(注)特定寄附金の額の合計額は所得金額の80%相当額が限度 (H23.3.11~H25.12.31までの間に支出した震災関連寄附金の場合)

また、上記以外の制度として「ふるさと納税制度」があります。「ふるさと納税制度」とは、新たに税を納めるのではなく、「ふるさと(自分が貢献したいと思う都道府県・市区町村)」への寄附金のことです。

寄附金の「ふるさと」には定義はなく、出身地以外でも「

お世話になったふるさと」や「これから応援したいふるさと」など、各自が想う「ふるさと」を自由に選ぶことができます。そのため、直接寄附をしたい自治体などを選んで寄附をすることがきるので、被災地への直接寄附をすることが可能です。税務上の取扱いは、地方公共団体への寄附として取り扱われます。



申告期限の延長について

災害などの理由により、国税に関する申告・納付などをその期限までにすることができないと認める場合には、その被災地が国税庁長官より指定される「地域指定」と納税者の申請による「個別指定」により申告期限の延長が可能となります。

地域指定以外の地域に納税地がある法人が、災害により法定期限までに法人税・消費税の申告をできない場合は次のようなことをいいます。

- ① 本事務所に損害を受け、帳簿書類等の全部又は一部が滅失する等、直接的な被害を受けたことにより申告等を行うことが困難な場合
- ② 交通手段・通信手段の遮断や停電(計画停電を含みます)などのライフラインの遮断により申告等を行うことが困難な場合
- ③ 会計処理を行っていた事業所が被災し、帳簿書類の滅失や会計データが破損したことから、決算が確定しないため、申告等を行うことが困難な場合
- ④ 工場・支店等が被災し、合理的な損害見積額の計算を行うのに相当期間を要し、決算が確定しないため、申告等を行うことが困難な場合

上記以外にも、皆さんがお付き合いをしている顧問税理士がライフラインの遮断や、納税者から預かった帳簿書類の滅失又は申告書作成に必要なデータが破損をしたなどの理由で申告等を行うことが困難な場合も個別指定の申請をすることができます。

取引先に対する災害見舞金等を支出した場合

取引先等が被災を受けた場合で、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。

では、災害見舞金とはどの程度の金額までが認められるのかという疑問についてですが、実際にはその取引先の被災の程度、取引先との取引の状況等を勘案した相応の災害見舞金であれば、その金額の多寡は問わないとあります。また、法人が災害見舞金を支出した場合に、取引先から領収書の発行を求めることはほぼ困難であるため、このような場合には、**法人の帳簿書類の支出先の所在地、名称、支出年月日を記録しておく**とよいでしょう。

取引先に対する売掛金等の免除等

取引先等が被災を受けたことにより、取引先等の復旧過程において、復旧支援を目的に売掛金や貸付金等の債権を免除することによる損失の額は、**寄附金等に該当せず損金となりません**。この場合における取引先等には、得意先、仕入先、下請工場、特約店、代理店等のように直接取引を行うもののほかに、商社等を通じて行った取引であっても自ら価格交渉等を行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者も含むことになっているので、取引先等の範囲はかなり広義です。

この場合の消費税の取扱いについては、被災を受けた取引先が復旧過程にある期間内に復旧支援を目的として売掛金等の債権を免除した場合は、当該費用として処理した売掛債権に係る消費税額を、その処理した課税期間の課税標準額に対する**消費税額から控除することができます**。ただし、金銭の貸付けは不課税取引なので注意が必要です。

震災損失の繰戻し還付

法人の平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する各事業年度又は平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する中間期間において生じた繰戻対象震災損失金額(欠損金額のうち東日本大震災により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものに達するまでの金額をいいます。)がある場合には、当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、その繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間開始の前2年以内に開始した事業年度の法人税額のうち、その繰戻対象震災損失金額に対応する部分の金額の還付を受けることができる措置を講じています。

また、個人事業主の場合は、事業所得者等の有する棚卸資産や事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失(被

災事業用資産の損失)について、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができることとなっています。この場合において、青色申告者について平成22年分の所得において純損失が生じた時は、被災事業用資産の損失も含めて、平成21年分の所得への繰戻還付をできることとなっています。

雑損控除の特例及び雑損失の繰越控除の特例

今回の震災により住宅や家財等について生じた損失について、次の措置を講じることとなっています。

- ① その損失額を平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除できることとします。
- ② 雑損控除を適用して、その年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額については、繰越期間を3年から5年に延長します。

住宅借入金等を有する場合の特例

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特例控除等の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、**引き続き税額控除を適用することができます**。

上記の他に、その他の諸税においても特例措置の取扱いが多数あります。是非、有効に制度を利用していただければと思います。また、今回の震災における影響により、平成23年3月31日で期限が到来しました租税特別措置法については、その期限を平成23年6月30日まで延長することとなっております。

執筆者紹介



藤間公認会計士税理士事務所
法人事業部
猪股 六津宏

トウマグループは、企業を「明るく、元気、前向き」にする専門家集団として、経営全般・税務会計・人事労務・事業承継・相続・病院・医院経営・資産活用等、様々なご相談にワンストップでお応えできる体制を整えております。

法人事業部では、節税対策や税務調査の対応の他、M&A手法を用いたグループ内外の組織再編、グループ法人税制への対応などお客様の立場に立って全般的にサポートしています。是非一度お気軽にご相談ください。

お役立ち情報満載 ホームページ <http://www.toma.co.jp>

NEWS

■不況に打ち勝つノウハウ満載!セミナー続々開催中
詳細は下記ホームページまでアクセス下さい!

■新刊情報
「法人税節税チェックポイント78」好評発売中!

セミナー・書籍の詳細・お申し込みはホームページからどうぞ。
<http://www.toma.co.jp>
無料相談も承ります。お気軽にお問い合わせください。
TEL03-5201-6555